

個人請求用

住民票の写し交付申請書（郵送請求用）

- ・住民票の写しを使用されるご本人様が記入し、申請してください。
- ・□には該当のものに✓をしてください。

米子市長 様

令和 年 月 日

■ 申請者 ※申請者住所および返信先は住民票の住所地をお書きください。

① 住所	<input type="checkbox"/> 鳥取県 都 道 <input type="checkbox"/> 米子市 府 県		
	② 氏 名	連絡先	※昼間に連絡のつく電話番号 — —
生年月日 年 月 日			

■ 何が必要ですか？

住所 <input type="checkbox"/> ①と同じ 右欄記載不要	鳥取県米子市 ※米子市から転出または死亡等のため、除かれた住民票の写しが必要なときは、その時点の住所をご記入ください。		
必要な方の 氏名 <input type="checkbox"/> ②と同じ 右欄記載不要	生年月日 年 月 日		
必要な方 からみて あなたは	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯員 <input type="checkbox"/> その他（具体的に ） ☆本人または同一世帯員以外の方が請求される場合は委任状が必要になります		
住民票の写し 350円/通	世帯全員	通	世帯一部 通 ※現在の住民基本台帳に登録された住所等の情報を証明するものです。
除かれた住民票の写し 350円/通	世帯全員	/	世帯一部 通 ※死亡、転出、改製等により削除された住民票のことです。個人ごとの証明しか請求できません。
●請求する住民票の写しについて、基本事項（住所、氏名、生年月日、性別）以外で記載の必要なもの			
<input type="checkbox"/> 日本人	<input type="checkbox"/> 本籍、筆頭者氏名 <input type="checkbox"/> 世帯主氏名、続柄	<input type="checkbox"/> 外国人	<input type="checkbox"/> 国籍・地域 <input type="checkbox"/> 世帯主氏名、続柄 <input type="checkbox"/> 在留区分 <input type="checkbox"/> 在留資格等 <input type="checkbox"/> 在留カード等の番号
●その他特に記載の必要なもの ※括弧内には具体的に記載してほしいものを記入してください			
<input type="checkbox"/> 住所履歴（ ） <input type="checkbox"/> 旧姓（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） ※記載できる内容に限りががあります。履歴が多くなると住民票の写しが複数通になることがあります。			

■ 使用目的

<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 車購入 <input type="checkbox"/> 扶養申請 <input type="checkbox"/> 年金手続 <input type="checkbox"/> その他（ ）

■ 請求方法

申請書、手数料（定額小為替）、返信用封筒、申請者の本人確認書類を同封して、送付してください。詳しくは次頁をご覧ください。

①申請書

住民票の写し交付申請書
(郵送請求用)

②手数料

定額小為替
¥〇〇〇

- ※ 定額小為替は郵便局で取り扱っています。
- ※ 定額小為替には何も記入しないでください。
- ③ 切手、印紙でのお支払いはできません。

③切手を貼った返信用封

〒□□□□-□□□□

切手

お 名 前
ご 住 所

④申請者の本人確認書類

個人番号カード
運転免許証
健康保険証
などのコピー
※有効期限内のもの

- ※ 本籍地が米子市外の方で、運転免許証の住所変更がされていない場合は、併せて住民票の原本も添付してください。
- ※ 健康保険証は、現住所が記載されている面も必ずコピーしてください。

※ 返送先は申請者の住民登録地のみとなります。

①から④を同封して請求してください

送付先:
〒683-8686
米子市役所 市民一課 郵送担当 宛
※市役所専用の郵便番号ですので、住所の記載は不要です。

●詳しくは下記にご連絡ください
米子市役所 市民一課 郵送担当
鳥取県米子市加茂町1丁目1番地
Tel : 0859-23-5147
Fax : 0859-23-5398

* 注意 *

プライバシーの侵害等につながるような不当な請求には応じられません。
偽りその他不正の手段によって交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(戸籍法第133条)